令和6 (2024) 年度介護職員処遇改善推進事業業務委託に係る質問及び回答

No.	質問	回答
1	新加算への移行支援が必要な事業所とは、「令和6年6月以降、新加算V」を取得している事業所であるとの理解でよいか。	お見込みのとおりです。
2	介護施設等のうち、新加算への移行支援が必要な事業所及び未取得の事業所とあるが、令和6年6月以降、新加算II~IVを取得している事業所が上位区分の取得を目指す場合は、支援の対象になるか。	支援対象となります。
3	介護施設等のうち、新加算への移行支援が必要な事業所及び未取得の事業所とあるが、本事業では既に新加算   を取得している事業者は支援対象となるか。(新加算   の提出書類に関する内容の点検、助言等)	本事業は、加算未取得や新加算への移行支援、より上位の加算取得を目指す事業所の取組を支援することを想定しており、新加算   取得済の事業所については想定しておりません。
4	オンライン説明会について、想定している時期 や規模があれば伺いたい。 ①開催時期 ②参加人数の規模(人数) ③アーカイブ配信の有無	①専門家による個別相談を推進するため、事業開始後、早期の開催を想定しています。 ②回線に負担をかけず良好な通信環境で受講可能な定員数での開催を想定しています。 ③加算取得を希望する事業所に幅広く受講いただくため、アーカイブ配信の併用も想定しています。
5	個別相談について「オンライン等によるICTを活用した助言・指導」となっているが、現地への訪問を伴う専門家派遣は想定していないとの認識で良いか。	オンライン相談を基本としますが、電波状況や通 信設備によりオンライン相談が困難な事例につい ては、現地訪問することを想定しています。
6	本事業の周知について 周知の対象となる事業所数はどの程度を見込ん でいるか。	約1,900事業所となります。